

令和 8 年 度

財 政 援 助 団 体 等
監 査 結 果 報 告 書

みなと校区まちづくり協議会外 18 団体

大 牟 田 市 監 査 委 員

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を行ったので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

1 監査の種類 財政援助団体等の監査

2 監査の対象 みなと校区まちづくり協議会外 18 団体

3 監査実施期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月31日（日）まで

4 監査対象の事項及び範囲

令和6年度大牟田市校区まちづくり交付金に係る出納その他の事務の執行

5 監査の着眼点（評価項目）

（1）交付金等の目的は明確で、かつ公益上の必要性は十分か

（2）交付金等の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か

（3）所管部局に提出された決算書、事業実績報告等に誤りはな
いか

（4）会計事務の執行は適正か

①会計責任者、決裁権限、会計処理方法等の責任の明確化など、会計事務に関する規定等は整備されているか

②会計事務に関する帳簿等は整備されているか

③現金、預金通帳、印鑑等は適正に管理されているか

6 監査の方法

監査にあたっては、事業が交付金の目的に適合し、かつ経理事務に誤りがないかについて、市民協働部から提出された支出負担行為書、交付金交付申請書、交付金実績報告書等の関係書類並びに校区まちづくり協議会から提出された金銭出納帳、領収書綴り、預金通帳等の関係書類を照合検査するとともに、関係職員等からの説明を受け実施した。

7 財政援助団体の概要

校区まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）は、小学校区を単

位に地縁組織である町内公民館や自治会、校区内の様々な団体を構成団体として設立し、地域の課題やニーズに応え、課題解決や合意形成、連絡調整の場としての機能を担う団体である。令和6年9月には、市内19校区の全てに協議会が設立された。

今回の財政援助団体監査では、令和6年度において本市から大牟田市校区まちづくり交付金を受けている協議会19団体を対象とし、そのうちの7団体においては金銭出納帳、領収書綴り等により協議会の会計事務について監査を実施した。

令和6年度において本市が行った財政援助については、次の一覧のとおりである。

【監査対象団体一覧】

	団体名	交付金申請時の 加入世帯率(%)	R6 交付金額 (円)
1	みなと校区まちづくり協議会	51.3	2,320,200
2	天領校区まちづくり協議会	45.3	2,280,400
3	駛馬校区まちづくり協議会	65.6	3,034,600
4	天の原校区まちづくり協議会	72.3	2,548,400
5	玉川校区まちづくり協議会	72.3	1,657,600
6	大牟田中央校区まちづくり協議会	43.5	2,815,900
7	大正校区まちづくり協議会	45.9	2,236,100
8	中友校区まちづくり協議会	27.1	787,140
9	明治校区まちづくり協議会	48.1	2,197,700
10	白川校区まちづくり協議会	36.4	2,436,900
11	平原校区まちづくり協議会	63.3	2,340,900
12	高取校区まちづくり協議会	69.0	2,161,500
13	三池校区まちづくり協議会	48.4	2,542,400
14	羽山台校区まちづくり協議会	62.5	2,199,600
15	銀水校区まちづくり協議会	69.8	3,258,700
16	上内校区まちづくり協議会	66.5	1,724,800
17	吉野校区総合まちづくり協議会	48.9	3,256,600
18	倉永校区まちづくり協議会	70.7	3,531,700
19	手鎌校区まちづくり協議会	59.8	2,648,300
交付金額合計			45,979,440

8 財政援助の内容

校区まちづくり交付金は、校区住民が主体的にまちづくり活動を行う協議会の運営や事業の実施等に対する資金的支援として、平成 23 年度に新設された交付金制度であり、校区まちづくり交付金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき交付されている。

（１）交付金の種類

①組織運営交付金

協議会と協議会に加入している町内公民館、自治会の運営を支援するための交付金。

・基礎運営分

（交付額）

校区住民数や協議会への加入組織数に応じた額

区分	単価	備考
校区住民	100 円/人	4 月 1 日の住民基本台帳に登録されている校区住民数。（校区人口が 1～1,000 人の場合は 1,000 人、1,001～2,000 人の場合は 2,000 人 2,001～3,000 人の場合は 3,000 人として計算）
地域づくり関係団体	3,000 円/団体	市内に活動拠点又は活動実績を有し、協議会が行う事業に協力する法人組織、市民団体、民間事業者で要件※を満たすもの

※要件

- ア．協議会に加入していること
- イ．10 人以上の構成員で構成されていること
- ウ．組織の運営に関する規則を有し、継続的に活動が行われ、
または行われることが見込まれること
- エ．予算決算などについて適正な会計管理を行っていること

・地縁団体運営分

（対象経費）

協議会に加入している 5 世帯以上の町内公民館・自治会などの地縁組織において、運営や町内振興等の事業に要する経費。公民館や自治会館などの活動拠点施設を所有している地縁組織については、施設維持管理分として別途加算される。

（交付額）

名称	単価
運営基礎額	1 組織あたり 30,000 円
世帯基礎額	1 世帯あたり 200 円

施設加算分	0 m ² を超え 82 m ² 未満	8,000 円
	82 m ² 以上 165 m ² 未満	11,000 円
	165 m ² 以上	14,000 円

・組織強化対策分

(対象経費)

協議会の組織強化や役員の負担軽減に繋がる費用。

(交付額)

1 協議会あたり 500,000 円

② 校区活動拠点支援交付金

(対象経費)

活動拠点の借用（校区コミュニティセンター未設置校区のみ）及び校区コミュニティセンターの光熱水費及び通信費に関する経費。

(交付額)

区分	交付額
協議会の活動拠点として利用する民間の施設等の借上げに要する経費	年度内の家賃の実費相当額（1月の家賃の実費相当額が30,000円を超える場合は、1月の家賃の実費相当額を30,000円として算定した額）
校区コミュニティセンターを活用し市長が認めた事業（全校区民対象）を行った際に光熱水費及び通信費を補填	$\left(\begin{array}{l} \text{当該校区コミュニティセンターにおける前年度の年間光熱水費及び通信費の総額} \\ - \\ \text{利用団体等からの年間の活動協力金の総額} + \text{利用に伴う光熱水費及び通信費の補助額} \end{array} \right) \times (50\% + \text{前年度の利用率}^{\ast})$

※利用率（％）＝

$\frac{\text{利用団体の総利用時間数（避難所設置等の時間を除く）} \times 100}{\{15 \text{ 時間（7 時～22 時）} \times \text{年間開館日数} + \text{市長が特に認めた利用時間帯における時間数}\} - (15 \text{ 時間} \times \text{緊急事態宣言等により利用できなかった日数}) - (\text{避難所設置等の協議会との協議により利用の停止を行った時間数})}$

③ 校区活動拠点整備初期投資交付金

(対象経費)

校区活動拠点の備品等の初期投資に要する経費。

(交付額)

実費相当額（上限 500,000 円、1 協議会 1 回限り）

④ 地域活性化等交付金

協議会が自主的に取り組む事業を支援するための交付金。

・基礎活動分

（対象経費）

協議会の自主事業の実施に要する経費のうち、活動の基礎となる、以下の分野を取組むための経費。

- ア．住民自治活動
- イ．安心安全な地域社会の形成のための活動
- ウ．生活環境の維持・改善のための活動
- エ．地域資源の保護・伝承
- オ．交流・親睦、支え合い
- カ．青少年の育成・啓発
- キ．情報発信・情報共有

（交付額）

当該年度の４月１日付の校区人口数×基礎額（３０円）

※１,０００円未満切捨て

・自由選択分

（対象経費）

市長が示した事業メニューの中から、協議会が自主的な判断で選択して取り組む事業に要する経費。

メニューの一部（全２７メニュー）

- ・ずっと健康でいるために、年に１回は健診へ行こうメニュー
２０,０００円（活動に応じ加算あり）
- ・ふるさと郷土愛学習、体験メニュー ３０,０００円

（交付額）

市長が定めたメニューの基礎交付額×通増率※＋加算額

（選択できるメニュー数の上限：市長が示す１協議会あたりの金額）

※通増率

加入世帯率	通増率
５５％未満	１．０
５５％以上～６０％未満	１．２
６０％以上～６５％未満	１．４
６５％～	１．６

⑤地域提案型交付金

協議会より提案された事業について、地域提案型交付金事業選定要綱に基づき選定を行い、交付事業を決定する。１校区につき１事業とし、同一事業は最長３年間行うことができる。

(対象事業)

地域から提案する、以下の事業に要する経費。

ア．校区まちづくり計画の策定

イ．校区内の地域課題の解決

ウ．コミュニティビジネスの開始に向けた取組み

(交付額)

対象経費の実費相当額（上限 200,000 円）×通増率※

※通増率は上記④の表を参照

(2) 6 年度交付金団体別交付状況 (○印 交付あり)

協議会名 交付金名	みなと	天領	駛馬	天の原	玉川	大牟田中央	大正	中友	明治	白川	平原	高取	三池	羽山台	銀水	上内	吉野	倉永	手鎌
①運営交付金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②校区活動拠点支援交付金		○					○			○	○			○	○	○		○	
④地域活性化等交付金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤地域提案型交付金				○					○									○	

※③校区活動拠点整備初期投資交付金は、6 年度の交付実績なし

9 監査の結果

交付金の経理の状況及び使途について、市民協働部及び協議会から提出された関係書類を照合検査した結果、その一部において、個別指摘事項及び検討、改善を要する事項が見受けられた。

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 交付金の目的及び必要性について

校区まちづくり交付金は、組織運営を支援する交付金と事業を支援する交付金とあり、その目的に応じ協議会へ交付され、地域のまちづくり活動に充てられていた。協議会の運営に係る費用の多くは、交付金により賄われている状況であった。

(2) 交付金に係る事務処理について

校区まちづくり交付金は、協議会から提出期間内に申請された書類にて交付要綱に基づき算定した金額で概算払いされており、年度末には実績報告書が提出され精算が行われていた。しかし、報告時に協議会から提出された書類の一部に、交付金の対象経費や充当先が確認できないも

のがあった。

(3) 決算書、事業実績報告書について

決算書について、7団体の協議会から提出された領収書綴り等の会計関係書類及び通帳を照合した結果、決算書に記載された繰越金額と通帳の残高は一致していた。しかし、会計関係書類において、領収書の添付がないもの、領収書の内容が決算書に反映されていないもの、規約で定めている会計年度を超えた支出などが見受けられ、決算書の額が適正であるか確認できないものがあった。

(4) 協議会の会計事務について

協議会の活動や組織、会計に関することは各協議会の規約等で定められており、会計事務を担っている「会計」の人数や任期、協議会の資産構成や会計年度については全ての協議会で定めがあったが、具体的な会計処理方法等を定めている協議会はなかった。

会計帳簿等の整備状況については、会計書類の提出を求めた7団体の協議会のうち、収支に係る現金の出納を管理する帳簿を整備していたのは3団体であり、残りの4団体については通帳残高を含む収支簿や事業ごとの会計簿が整備されていた。また、領収書等の支出関係書類の管理については、領収書が不足しているもの、日付の記載や領収印が漏れているもの、感熱紙に出力された領収書のため印字が消えてしまっているものなどがあった。

そのほか、支出において、規約等で定めのない役員に対する報酬の支払いや領収書の取引内容が確認できないもの、領収書と支出金額が合わないものなどが見られた。

10 個別指摘事項

監査の結果、個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられた。なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである（地方自治法第199条第14項）。

校区まちづくり交付金のうち地域活性化等交付金には、自由に選択できる事業メニューの中に市の報奨金交付制度への登録を必須としている事業があるが、市民協働部から協議会へ配布する交付金制度の説明資料に「交付金は市からの負担金、補助金及び交付金等の支援がある事業は、その事業の全ての経費を対象外とする」と記載されており矛盾が生じている。また、その事業の報告は、報奨金交付制度の報告書の様式で行われている。

交付金等は市の貴重な財源で賄われており、それぞれの目的に従い公正かつ効果的な使用に努めるべきものである。他の補助金等の目的を踏まえ、

改めて校区まちづくり交付金の目的や意義を整理し、交付要綱等で規定されたい。

11 検討、改善を要する事項

(1) 交付金の交付基準について

校区まちづくり交付金は目的に沿って交付されているが、必要経費以上の額で交付されているものがあり、多くの協議会が申請事業以外の事業経費に交付金を充てていた。

特に、地域活性化等交付金の自由選択分は経費に対して交付するものとされているが、選択できる事業には事業経費を必要とせず取り組みに対し交付するようなものが多く含まれている。さらに、選択できる交付金の上限額を協議会ごとに規定していないため、申請どおりの額で交付されている。

交付する目的について、取り組みに対するものと経費に対するものとの整理を行い、適正な基準や額での交付となるよう交付要綱等の見直しを検討されたい。

(2) 申請書及び実績報告書の確認について

組織運営に関する交付金においては、申請時や実績報告時に協議会の予算書や決算書を提出するよう求めているが、提出された資料では交付金がどの経費に充てられているのか確認できないものがあった。また、事業に関する交付金においても、事業費の記載が求められていないものがあり、交付金の額が適正であるか確認できないものがあった。

校区まちづくり交付金の申請や実績報告の必要事項について、検討、整理されるとともに、協議会より提出された書類の内容点検を確実に行われたい。

(3) 帳簿の整備について

今回の監査で帳簿等を確認した7団体のうち、収入、支出の記録としての収支表や事業ごとの会計簿を作成している協議会があり、預金通帳からの出金や年度末の通帳残高を帳簿で確認できないもの、年度中途の手持ちの現金の額が把握できないものなどが見受けられた。また、現金管理において、一度に多くの現金を口座より出金している協議会もあった。

前回の監査で、現金と預金を適正に管理し帳簿に正しく記帳することは、会計事務の透明性の確保や誤りの発生を抑制する観点からも重要であり、協議会の会計事務について市の支援を検討するよう求めていたが、今回の監査においても適正とは言えない出納管理が見られた。

出納管理における帳簿等の意義を再認識し、帳簿作成方法等について整理を行い、会計事務の適正な処理となるよう努められたい。

(4) 領収書等収支証拠書類の保管について

交付要綱第22条では交付金に係る経理についての規定があり、協議会は交付金の対象となる経費の収支について、事実を明確にした証拠書類を整理し、5年間保存しなければならない。

しかし、今回7団体の協議会から提出された領収書綴りでは、その一部において、前回の監査同様、領収書の不足や記載内容の不備、管理状態が適切でないものが見られた。

領収書は支出経費の証拠書類であるため、適正な処理、保管となるよう改めて留意されたい。

12 むすび

少子高齢化に伴う人口減少や増加する自然災害への対応など、防犯、防災、福祉、環境、教育等、住民の生活に直結する地域課題、住民ニーズも複雑多様化し、行政だけの対応では安心安全な住みよい地域社会の実現は困難となってきたおり、地域コミュニティが果たす役割は増大している。

このため、本市においては、地域コミュニティを支える組織として、小学校区を単位とする校区まちづくり協議会の設立、運営等の支援を行い、令和6年9月の中友校区まちづくり協議会の設立をもって、市内19校区全てに校区まちづくり協議会が設立されたところである。

校区まちづくり協議会は設立から10年以上経過した団体も多く、「設立期」から「自立期」を迎えている。校区まちづくり交付金制度も施行開始から15年目を迎え、自立に向けた内容に見直しが随時行われている。

今後も「自助・共助・公助」の視点から、住民、地域、行政がそれぞれの役割に基づき、お互いがパートナーとして連携・協力しながら協働による住み良いまちづくりが持続的に推進されることを期待する。